

令和4年度 第9回総会

議 事 録

堺市農業委員会

1 開催日時及び場所

日 時 令和4年12月8日(木) 午後1時30分から午後2時15分

場 所 堺市役所高層館12階農業委員室

2 委員数

(1) 現在総数 14人

(2) 出席委員 13人

芝尾恭典	西尾朝嗣	光田裕次
檀野隆一	柳下清隆	山本光男
松川幸男	池上正昭	山本一彦
中野元裕	藤田昇	北井秀信
橋本雅世		

(3) 欠席委員

田中宏

(4) 農地利用最適化推進委員の出席 13人

小林義博	井上和夫	野里孝雄
野口宜律	中尾美昭	高岡一平
塔本順一	藤原武平	岸田勝夫
寺山忠夫	岡所次郎	重谷勝次
坂口竹四郎		

(5) 欠席委員

なし

3 議事説明員

農業委員会事務局

事務局長 名越幸司

事務局次長 河辺眞佐彦

主 幹 山本幸夫

立石竜也

4 付議事項

- 議案第53号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第54号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 議案第55号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第56号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
- 議案第57号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況について
- 議案第58号 農用地利用集積計画の決定について
- 議案第59号 農用地利用集積計画の決定について
(農地中間管理事業分)
- 議案第60号 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律
第3条第1項の規定による承認の申請について
- 報告第43号 農地法第4条の規定による届出に対する事務局長専決処分
の報告について
- 報告第44号 農地法第5条の規定による届出に対する事務局長専決処分
の報告について
- 報告第45号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知
の報告について
- 報告第46号 生産緑地法に係る農業の主たる従事者証明の事務局長
専決処分の報告について
- 報告第47号 農地の地目変更登記に係る登記官からの照会に対する事務
局長専決処分の報告について

5 会議の概要

議長（檀野隆一会長）から開会宣言

議長 ただいまから令和4年度第9回総会を開会いたします。

本日の議事録署名委員は、規定によりまして、議長において山本光男委員、松川幸男委員のご兩名を指名いたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

（異議なし）

ご異議なしと認めます。よって、ご兩名にお願いいたします。

審議に先立ちまして、事務局から諸般の報告をいたします。

事務局 出席委員の報告をいたします。現在議場に在席する委員は14名中13名でございます。なお、田中宏委員から欠席の旨、届出がされております。また、農地利用最適化推進委員は13名の出席をいただいております。続きまして、議案関係書類の変更がございます。議案第57号相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況について、地区協議会で、地区担当委員よりご指摘をいただきました。変更内容をご説明いたします。申請書等抜粋表の9ページ目をお開きください。受付番号第18号の4筆目、西区太平寺528、利用状況の区分が自ら利用していないから自ら利用している。具体的状況が休耕から保全管理中に変更となります。続きまして、議案第58号農用地利用集積計画の決定について、住所の訂正がございます。申請書等抜粋表の12ページ目をお開きください。受付番号第90号の利用権を設定する者の住所、6号の号を削除してください。

以上でございます。

議長 これより審議に入ります。

本日、ご審議いただく案件は、議案第53号「農地法第3条の規定による許可申請について」から報告第47号「農地の地目変更登記に係る登記官からの照会に対する事務局長専決処分の報告について」までの計13件であります。

それではまず、議案第53号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。ただし、受付番号第46号につきまして

は、藤原武平委員に関する事項につき、これを除外してご審議いただきます。

提案理由の説明を事務局からいたします。

事務局 それでは議案第53号「農地法第3条の規定による許可申請について」をご説明いたします。受付番号第42号から第45号、第47号から第57号について、ご説明いたします。

まず、受付番号第42号は、申請地が美原区南余部で生産緑地地区内にあり、周辺は田、道路及び原野に囲まれており地目は田1筆、面積は26平方メートルで現在田の一部の状態です。

今回、申請人が賃借権を解約するにあたり、離作補償として譲り受けるための申請です。

次に、受付番号第43号は、申請地が中区辻之と中区田園で市街化調整区域内にあり、周辺は田、宅地及び道路に囲まれており、地目は田4筆、面積は合計1,711平方メートルで現在保全管理中の状態です。

今回、譲受人が購入し、所有権移転するための申請です。

次に、受付番号第44号は、申請地が南区小代で市街化調整区域内にあり、周辺はハウス、畑、宅地及び道路に囲まれており、地目は田1筆、面積は438平方メートルで現在野菜の状態です。

今回、譲受人が購入し、所有権移転するための申請です。

次に、受付番号第45号は、申請地が北区野遠町で市街化調整区域内にあり、周辺は田、宅地及び道路に囲まれており、地目は田2筆、面積は合計1,087平方メートルで現在稲刈り後の状態です。

今回、譲受人が購入し、所有権移転するための申請です。

次に、受付番号第47号は、申請地が美原区菅生で市街化調整区域内にあり、周辺は畑、宅地及び雑種地に囲まれており、地目は畑1筆、面積は664平方メートルで現在野菜の状態です。

今回、譲受人が購入し、所有権移転するための申請です。

次に、受付番号第48号は、申請地が東区日置荘原寺町で市街化調整区域内にあり、周辺は田、宅地及び道路に囲まれており、地目は田

1筆、面積は396平方メートルで現在野菜の状態です。

今回、譲受人が贈与を受けるための申請です。

次に、受付番号第49号は、申請地が中区東八田で生産緑地地区内にあり、周辺は田及び畑に囲まれており、地目は田2筆、面積は合計310平方メートルで現在稲刈り後の状態です。

今回、譲受人が受付番号第53号の農地と交換するための申請です。

次に、受付番号第50号は、申請地が中区東八田で生産緑地地区内にあり、周辺は田及び雑種地に囲まれており、地目は田1筆、面積は183平方メートルで現在果樹の状態です。

今回、譲受人が受付番号第54号の農地と交換するための申請です。

次に、受付番号第51号は、申請地が中区東八田で生産緑地地区内にあり、周辺は田、畑及び雑種地に囲まれており、地目は田2筆、面積は合計262平方メートルで現在稲刈り後の状態です。

今回、譲受人が受付番号第52号の農地と交換するための申請です。

次に、受付番号第52号は、申請地が中区東八田で生産緑地地区内にあり、周辺は田及び畑に囲まれており、地目は田1筆、面積は54平方メートルで現在果樹の状態です。

今回、譲受人が受付番号第51号の農地と交換するための申請です。

次に、受付番号第53号は、申請地が中区東八田で生産緑地地区内にあり、周辺は田、畑、ハウス及び道路に囲まれており、地目は田2筆、面積は合計311平方メートルで現在うねの状態です。

今回、譲受人が受付番号第49号の農地と交換するための申請です。

次に、受付番号第54号は、申請地が中区東八田で生産緑地地区内にあり、周辺は田、畑及び道路に囲まれており、地目は田1筆、面積は82平方メートルで現在うねの状態です。

今回、譲受人が受付番号第50号の農地と交換するための申請です。

次に、受付番号第55号は、申請地が東区日置荘原寺町で市街化調整区域内にあり、周辺は畑、ハウス及び農道に囲まれており、地目は田1筆、面積は905平方メートルで現在休耕の状態です。

今回、譲受人が購入し、所有権移転するための申請です。

次に、受付番号第56号は、申請地が南区小代で市街化調整区域内にあり、周辺は田、宅地、雑種地及び道路に囲まれており、地目は田1筆、面積は1,097平方メートルで現在稲刈り後の状態です。

今回、譲受人が購入し、所有権移転するための申請です。

次に、受付番号第57号は、申請地が中区陶器北で市街化調整区域内にあり、周辺は田、宅地及び里道に囲まれており、地目は田1筆、面積は492平方メートルで現在保全管理中の状態です。

今回、譲受人が購入し、所有権移転するための申請です。

以上15件の申請につきまして、現地調査及び申請内容の精査を行った結果、農地法第3条第2項各号の「全部効率利用要件」、「農作業の常時従事要件」、「下限面積要件」及び「地域調和要件」等に適合しており、許可要件のすべてを満たしているものと判断いたします。

なお、いずれも当該地区協議会におきまして、許可相当とのご意見をいただいている旨ご報告いたします。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりました。ただいまの説明に対し、質疑・ご意見はありませんか。

(質疑・意見なし)

議長 質疑・ご意見なしと認めます。おはかりいたします。本件は原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり許可することに決定いたします。

続きまして、議案第53号「農地法第3条の規定による許可申請について」の受付番号第46号をご審議いただきます。

本件につきましては、委員の同居の親族に関する事項につき、審議に先立ち「農業委員会等に関する法律第31条議事参与の制限の規定」を適用し、藤原武平委員の退席を求めます。

(退席後)

提案理由の説明を事務局からいたします。

事務局 それでは議案第53号「農地法第3条の規定による許可申請について」の受付番号第46号をご説明いたします。

受付番号第46号は、申請地が中区陶器北で生産緑地地区内と市街化調整区域内にあり、周辺は田、畑、原野、宅地、河川及び道路に囲まれており、地目は田5筆、面積は合計2,759平方メートルで現在耕うん済及びうねの状態です。

今回、譲受人が購入し、所有権移転するための申請です。

以上1件の申請につきまして、現地調査及び申請内容の精査を行った結果、農地法第3条第2項各号の「全部効率利用要件」、「農作業の常時従事要件」、「下限面積要件」及び「地域調和要件」等に適合しており、許可要件のすべてを満たしているものと判断いたします。

なお、当該地区協議会におきまして、許可相当とのご意見をいただいている旨ご報告いたします。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりました。ただいまの説明に対し、質疑・ご意見はありませんか。

(質疑・意見なし)

議長 質疑・ご意見なしと認めます。おはかりいたします。本件は原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり許可することに決定いたします。

審議が終わりましたので、藤原武平委員の退席をときます。

(入室・着席後)

続きまして、議案第54号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。

提案理由の説明を事務局からいたします。

事務局 それでは議案第54号「農地法第4条の規定による許可申請について」をご説明いたします。受付番号第6号から第8号をご説明いたし

ます。

まず、受付番号第6号は、自己転用するものです。申請人は中区檜葉に居住する農業者で、申請地は中区檜葉の畑1筆、面積は269平方メートル、市街化調整区域の農地です。事業計画は運送業を営む法人から、事業拡大により購入した運送用車両の露天駐車場が緊急に必要なとなった旨の要望があったため、本申請地を露天駐車場として使用するものです。

申請は令和4年11月21日、同日農業委員会受付となっております。

農地区分は農地法施行規則第44条第1号に該当し、第3種農地です。

被害防除については、汚水については発生いたしません。雨水については自然浸透する計画です。周囲にはブロック3段積及び防草シートを設置する計画です。その他一般基準についても、申請内容等に問題はないものと判断いたします。

次に、受付番号第7号は、自己転用するものです。申請人は美原区菅生に居住する農業者で、申請地は美原区菅生の田1筆、面積は712平方メートルの内228.73平方メートル、市街化調整区域の農地です。事業計画は現在自己用の倉庫がなく、作物の軽微な加工作業及び加工品の保管、販売のため緊急に必要なことから、都市計画法第29条の開発許可を受け、店舗兼農業用倉庫を建築するものです。

申請は令和4年11月24日、同日農業委員会受付となっております。

農地区分は農地法施行規則第44条第1号に該当し、第3種農地です。

被害防除については、汚水については敷地内に汚水柵を設置し、北西側道路污水管に接続する計画です。雨水については敷地内に雨水柵を設置し、北西側道路側溝へ放流する計画です。周囲にはフェンス等設置いたしません、特に問題はないものと判断いたします。その他一般基準についても、申請内容等に問題はないものと判断いたします。

次に、受付番号第8号は、自己転用するものです。申請人は中区辻之に居住する農業者で、申請地は中区辻之の畑1筆、面積は387平方メートル、市街化調整区域の農地です。事業計画は親族の転居により現在の住居が手狭となること、また自身の年齢からバリアフリーの住宅が緊急に必要となったため、申請地に農家住宅を建築するものです。

申請人の年間耕作日数は300日、市街化調整区域内の耕作面積は1,581平方メートルです。

申請は令和4年11月24日、同日農業委員会受付となっております。

農地区分は農地法施行規則第44条第1号に該当し、第3種農地です。

被害防除については、汚水については敷地内に汚水枡を設置し、東側道路污水管に接続する計画です。雨水については敷地内に雨水枡を設置し、東側道路側溝へ放流する計画です。周囲にはブロック又はフェンスを設置する計画です。その他一般基準についても、申請内容等に問題はないものと判断いたします。

なお、いずれも当該地区協議会におきまして、許可相当とのご意見をいただいている旨ご報告いたします。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりました。ただいまの説明に対し、質疑・ご意見はありませんか。

(質疑・意見なし)

議長 質疑・ご意見なしと認めます。おはかりいたします。本件は原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり許可することに決定いたします。

続きまして、議案第55号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。

提案理由の説明を事務局からいたします。

事務局 それでは議案第55号「農地法第5条の規定による許可申請について」をご説明いたします。受付番号第41号から第45号をご説明いたします。

まず、受付番号第41号は、所有権を移転し転用するものです。申請人は堺区甲斐町西1丁で不動産業を営む法人で、申請地は南区釜室の田1筆、面積は135平方メートル、市街化調整区域の農地です。事業計画は現在特定の資材置場がなく、各開発現場の一部を使用している状況です。事業拡大に伴い建設資材が増加し、置場の確保が至急必要となり、企業関連施設に近く利便性の高い本申請地を露天資材置場として使用するものです。

申請は令和4年11月21日、同日農業委員会受付となっております。

農地区分は農地法施行規則第44条第1号に該当し、第3種農地です。

被害防除については、汚水については発生いたしません。雨水については自然浸透及び申請地東側側溝へ放流する計画です。周囲にはフェンス等設置いたしません。特に問題はないものと判断いたします。その他一般基準についても、申請内容等に問題はないものと判断いたします。

次に、受付番号第42号は、所有権を移転し転用するものです。申請人は譲受人が東区日置荘西町6丁で土木建築業を営む法人で、申請地は東区菩提町1丁の原野（現況畑）1筆、面積は158平方メートル、市街化調整区域の農地です。事業計画は現在特定の資材置場がなく、各工事現場の一部を使用している状況です。この度、事業拡大に伴い緊急に露天資材置場が必要となったことから、本申請地を譲り受けるものです。

申請は令和4年11月21日、同日農業委員会受付となっております。

農地区分は農地法施行規則第44条第1号に該当し、第3種農地です。

被害防除については、汚水については発生いたしません。雨水については自然浸透する計画です。周囲にはブロック2段積する計画です。その他一般基準についても、申請内容等に問題はないものと判断いたします。

次に、受付番号第43号は、所有権を移転し転用するものです。申請

人は譲受人が西区鳳南町5丁に居住する土木建築業を営む法人代表者の親族社員で、申請地は南区大庭寺の田1筆、面積は803平方メートル、市街化調整区域の農地です。事業計画は本社敷地の一部及び既存の資材置場が、事業拡大に伴う車両及び資材の増加により手狭となり緊急に必要となったことから、本社および既存の置き場から近く利便性の高い本申請地を露天資材置場として使用するものです。

申請は令和4年11月21日、同日農業委員会受付となっております。農地区分は農地法施行規則第43条第1号に該当し、第3種農地です。被害防除については、汚水については発生いたしません。雨水については既設U字溝より新設雨水枡を通じ南東側水路へ放流する計画です。周囲にはブロックを設置する計画です。その他一般基準についても、申請内容等に問題はないものと判断いたします。

次に、受付番号第44号は、所有権を移転し転用するものです。申請人は譲受人が建設業を営む法人で、申請地は美原区今井の田1筆、面積は571平方メートル、市街化調整区域の農地です。事業計画は業務拡大により車両等が増加し、既存の資材置場が手狭となり、安全面からも緊急に必要となったため、既存置き場の隣接であり、事業所からも近距離にある本申請地を譲り受け、露天資材置場として使用するものです。

申請は令和4年11月24日、同日農業委員会受付となっております。農地区分は農地法施行規則第46条に該当し、第2種農地ですが、申請地の隣接地に資材置場があり、既存施設の拡張のため代替性はないものと判断されたものです。

被害防除については、汚水については発生いたしません。雨水については砂利敷による自然浸透及び東側道路側溝へ排水する計画です。周囲にはブロック5段積のうえフェンスを設置する計画です。その他一般基準についても、申請内容等に問題はないものと判断いたします。

次に、受付番号第45号は、賃借権を設定し転用するものです。申請人は被設定人が中区平井で不動産業、建設業及び農業を営む法人で、申請地は中区上之の田1筆、面積は1,080平方メートル、市街化調整区域の農地です。事業計画は事業拡大により現在使用している事業所敷

地内の農業用倉庫兼資材置場が手狭となり、建設資材の置き場が至急必要となったため、本申請地を賃借し、露天資材置場として使用するものです。

申請は令和4年11月25日、同日農業委員会受付となっております。農地区分は農地法施行規則第43条第1号に該当し、第3種農地です。被害防除については、汚水については発生いたしません。雨水については砂利敷による自然浸透及び北側道路側溝へ放流する計画です。周囲にはフェンス等設置いたしません。特に問題はないものと判断いたします。その他一般基準についても、申請内容等に問題はないものと判断いたします。

なお、いずれも当該地区協議会におきまして、許可相当とのご意見をいただいている旨ご報告いたします。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりました。ただいまの説明に対し、質疑・ご意見はありませんか。

(質疑・意見なし)

議長 質疑・ご意見なしと認めます。おはかりいたします。本件は原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり許可することに決定いたします。

続きまして、議案第56号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」を議題といたします。

提案理由の説明を事務局からいたします。

事務局 それでは議案第56号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」をご説明いたします。受付番号第12号から第18号をご説明いたします。

まず、受付番号第12号は、申請人が美原区真福寺に居住する農業者で、申請地は美原区黒山と美原区丹上の田6筆、面積は合計2,477平方メートル、現在稲刈り後、うね及び果樹の状態です。

本件について、申請書等に記載された内容が特に問題はないものと判断いたします。

次に、受付番号第13号は、申請人が中区土師町2丁に居住する農業者で、申請地は中区福田の畑3筆、面積は合計3,486平方メートルのうち3,273平方メートル、現在ハウスの状態です。

本件について、申請書等に記載された内容が特に問題はないものと判断いたします。

次に、受付番号第14号は、申請人が堺区向陵西町2丁に居住する農業者で、申請地は堺区向陵西町2丁の畑1筆、面積は695平方メートル、現在野菜の状態、農園用地貸付けによるものです。

本件について、申請書等に記載された内容が特に問題はないものと判断いたします。

次に、受付番号第15号は、申請人が大阪市住之江区住之江2丁目に住居する農業者で、申請地は中区平井の田畑8筆、面積は合計3,340平方メートルのうち3,205.63平方メートル、現在耕うん済及び稲刈り後の状態です。

本件について、申請書等に記載された内容が特に問題はないものと判断いたします。

次に、受付番号第16号は、申請人が南区梅に居住する会社員兼農業者で、申請地は南区泉田中と南区富蔵と南区大庭寺の田8筆、面積は合計4,715平方メートル、現在耕うん済、稲刈り後及び野菜の状態です。

本件について、申請書等に記載された内容が特に問題はないものと判断いたします。

次に、受付番号第17号は、申請人が南区梅に居住する会社員兼農業者で、申請地は南区豊田と南区片蔵の田3筆、面積は合計1,565平方メートル、現在稲刈り後の状態です。

本件について、申請書等に記載された内容が特に問題はないものと判断いたします。

次に、受付番号第18号は、申請人が南区梅に居住する会社員兼農

業者で、申請地は南区梅と南区片蔵の田4筆、面積は合計1,881平方メートル、現在野菜及び耕うん済の状態です。

本件について、申請書等に記載された内容が特に問題はないものと判断いたします。

また、いずれも当該地区協議会におきまして、適用農地の可否及び当事者の適格性について、承認相当とのご意見をいただいている旨ご報告いたします。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりました。ただいまの説明に対し、質疑・ご意見はありませんか。

(質疑・意見なし)

議長 質疑・ご意見なしと認めます。おはかりいたします。本件は原案のとおり証明することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり決定いたします。

続きまして、議案第57号「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況について」を議題といたします。

提案理由の説明を事務局からいたします。

事務局 それでは議案第57号「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況について」をご説明いたします。受付番号第16号から第22号をご説明いたします。

まず、受付番号第16号は、相続人が東区丈六に居住する農業者で、申請地は東区日置荘原寺町の田2筆、面積は合計1,859平方メートル、現在は概ね農地として利用されているが、一部農地として利用されていない状態です。

次に、受付番号第17号は、相続人が西区太平寺に居住する農業者で、申請地は西区太平寺の田1筆、面積は317平方メートル、現在は農地として利用されている状態です。

次に、受付番号第18号は、相続人が西区太平寺に居住する農業者で、申請地は西区太平寺の田5筆、面積は合計3,501平方メートル、

現在は農地として利用されている状態です。

次に、受付番号第19号は、相続人が美原区菅生に居住する農業者で、申請地は美原区菅生と美原区平尾の田畑及び山林（現況畑）10筆、面積は合計7,082平方メートル、現在は農地として利用されている状態です。

次に、受付番号第20号は、相続人が南区釜室に居住する農業者で、申請地は南区稲葉3丁の田2筆、面積は合計2,244平方メートル、現在は農地として利用されている状態です。

次に、受付番号第21号は、相続人が美原区菅生に居住する農業者で、申請地は美原区菅生の田畑及び雑種地（現況畑）5筆、面積は合計2,282平方メートル、現在は農地として利用されている状態です。

次に、受付番号第22号は、相続人が美原区阿弥に居住する農業者で、申請地は美原区阿弥の田1筆、面積は1,464平方メートル、現在は農地として利用されている状態です。

なお、いずれも当該地区協議会におきまして、特例農地の利用状況について確認書抜粋表のとおりとのご意見をいただいている旨ご報告いたします。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりました。ただいまの説明に対し、質疑・ご意見はありませんか。

（質疑・意見なし）

議長 質疑・ご意見なしと認めます。おはかりいたします。本件は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（異議なし）

議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり決定いたします。

続きまして、議案第58号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。提案理由の説明を事務局からいたします。

事務局 それでは議案第58号「農用地利用集積計画の決定について」をご説明いたします。受付番号第80号から第95号をご説明いたします。

まず、受付番号第80号は、申請地は東区石原町2丁、東区石原町

3丁、東区八下町1丁の田10筆、面積は合計6,367平方メートルで、現在稲刈り後の状態です。新規で使用貸借による権利を設定し、期間は3年です。

次に、受付番号第81号は、申請地は中区深井畑山町の畑1筆、面積は801平方メートルで、現在うねの状態です。新規で使用貸借による権利を設定し、期間は3年です。

次に、受付番号第82号は、申請地は中区深井畑山町の畑1筆、面積は801平方メートルで、現在うねの状態です。新規で使用貸借による権利を設定し、期間は3年です。

次に、受付番号第83号は、申請地は北区中村町の田1筆、面積は1,328平方メートルで、現在耕うん済一部野菜の状態です。新規で使用貸借による権利を設定し、期間は3年です。

次に、受付番号第84号は、申請地は西区菱木3丁の田1筆、面積は2,759平方メートルで、現在耕うん済の状態です。再設定で賃借権を設定し、期間は3年です。

次に、受付番号第85号は、申請地は西区山田4丁の田1筆、面積は1,761平方メートルで、現在耕うん済の状態です。再設定で賃借権を設定し、期間は3年です。

次に、受付番号第86号は、申請地は北区野遠町の田2筆、面積は合計920平方メートルで、現在野菜の状態です。再設定で使用貸借による権利を設定し、期間は3年です。

次に、受付番号第87号は、申請地は北区野遠町の田1筆、面積は1,054平方メートルで、現在稲刈り後の状態です。再設定で使用貸借による権利を設定し、期間は3年です。

次に、受付番号第88号は、申請地は美原区菅生の田1筆、面積は928平方メートルで、現在稲刈り後の状態です。再設定で賃借権を設定し、期間は3年です。

次に、受付番号第89号は、申請地は美原区阿弥の田1筆、面積は1,993平方メートルで、現在ハウスの状態です。再設定で使用貸借による権利を設定し、期間は3年です。

次に、受付番号第90号は、申請地は中区田園の田1筆、面積は674平方メートルで、現在野菜の状態です。再設定で使用貸借による権利を設定し、期間は3年です。

次に、受付番号第91号は、申請地は中区陶器北の畑2筆、面積は合計1,228平方メートルで、現在野菜の状態です。再設定で使用貸借による権利を設定し、期間は3年です。

次に、受付番号第92号は、申請地は南区豊田の田2筆、面積は合計2,422平方メートルで、現在稲刈り後の状態です。再設定で使用貸借による権利を設定し、期間は3年です。

次に、受付番号第93号は、申請地は南区富蔵の田6筆、面積は合計2,931平方メートルで、現在稲刈り後の状態です。再設定で使用貸借による権利を設定し、期間は3年です。

次に、受付番号第94号は、申請地は南区富蔵の田3筆、面積は合計5,995平方メートルで、現在稲刈り後の状態です。再設定で賃借権を設定し、期間は3年です。

次に、受付番号第95号は、申請地は東区北野田の田2筆、面積は合計1,087平方メートルで、現在稲刈り後の状態です。新規で使用貸借による権利を設定し、期間は3年です。

以上の計画は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件をみたしております。

なお、いずれも当該地区協議会におきまして、農用地利用集積計画案のとおりとのご意見をいただいている旨ご報告いたします。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりました。ただいまの説明に対し、質疑・ご意見はありませんか。

(質疑・意見なし)

議長 質疑・ご意見なしと認めます。おはかりいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり決定いたします。

続きまして、議案第59号「農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業分）」を議題といたします。

提案理由の説明を事務局からいたします。

事務局 それでは議案第59号「農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業分）」をご説明いたします。受付番号第96号をご説明いたします。

なお、本件は農地中間管理機構である大阪府みどり公社が借り受けた農地を転貸するものです。

受付番号第96号は、申請地は中区陶器北の畑1筆、面積は968平方メートルで、現在休耕の状態です。新規で使用貸借による権利を設定し、期間は所有者から農地中間管理機構へ5年、農地中間管理機構から転借人へ5年です。

以上の計画は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件をみたしております。

なお、当該地区協議会におきまして、農用地利用集積計画案（農地中間管理事業分）のとおりとのご意見をいただいている旨ご報告いたします。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりました。ただいまの説明に対し、質疑・ご意見はありますか。

（質疑・意見なし）

議長 質疑・ご意見なしと認めます。おはかりいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし）

議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり決定いたします。

続きまして、議案第60号「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条第1項の規定による承認の申請について」を議題といたします。

提案理由の説明を事務局からいたします。

事務局 それでは議案第60号「特定農地貸付けに関する農地法等の特例

に関する法律第3条第1項の規定による承認の申請について」をご説明いたします。受付番号第1号をご説明いたします。

受付番号第1号は、農園開設主体が大阪市中央区釣鐘町2丁目で不動産業及びまちづくりの推進を図る事業を営む法人で、申請地は中区田園の畑1筆、面積は1,807平方メートルのうち986平方メートルで、堺市及び農園開設者による協定及び承認後、所有者と農園開設者が賃貸借契約を結ぶものです。市民農園の区画数は19区画、農園利用者への貸付期間は1年間です。

なお、当該地区協議会におきまして承認相当とのご意見をいただいている旨ご報告いたします。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりました。ただいまの説明に対し、質疑・ご意見はありませんか。

(質疑・意見なし)

議長 質疑・ご意見なしと認めます。おはかりいたします。本件は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり決定いたします。

続きまして、報告第43号「農地法第4条の規定による届出に対する事務局長専決処分の報告について」から報告第47号「農地の地目変更登記に係る登記官からの照会に対する事務局長専決処分の報告について」までの計5件を一括して議題といたします。

報告の説明を事務局からいたします。

事務局 それでは報告第43号「農地法第4条の規定による届出に対する事務局長専決処分の報告について」から報告第47号「農地の地目変更登記に係る登記官からの照会に対する事務局長専決処分の報告について」までの計5件を一括してご説明いたします。

まず、報告第43号「農地法第4条の規定による届出に対する事務局長専決処分の報告について」は15件ございました。いずれも内容につきましては記載のとおりでございます。添付書類も含め完備してお

りましたので、事務局長専決処分により、書類を処理いたしました。

次に、報告第44号「農地法第5条の規定による届出に対する事務局長専決処分の報告について」は3件ございました。内容につきましては記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決処分により、書類を処理いたしました。

次に、報告第45号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の報告について」は1件ございました。受付番号第8号は申請地が美原区南余部の田2筆、面積は合計622平方メートル、離作補償はありで、双方合意によるものです。いずれも添付書類も含め完備しておりましたので、書類を受理いたしました。

次に、報告第46号「生産緑地法に係る農業の主たる従事者証明の事務局長専決処分の報告について」は1件ございました。受付番号第30号は申出者が本人で、主たる従事者の故障により生産緑地の買い取り申出を行うため、証明願が提出されました。案件を担当地区の委員による現地調査等の確認後、事務局長専決処分により、書類を処理いたしました。

次に、報告第47号「農地の地目変更登記に係る登記官からの照会に対する事務局長専決処分の報告について」は6件ございました。まず、受付番号第46号は、申請地が南区豊田の田1筆、面積は152平方メートル、現況は倉庫、経過年数は55年以上、次に受付番号第47号は、申請地が中区辻之の畑1筆、面積は19平方メートル、現況は住宅敷地の一部、経過年数は50年以上、次に受付番号第48号は、申請地が北区金岡町の田1筆、面積は509平方メートル、現況は事務所、倉庫及び車庫、経過年数は25年以上、次に受付番号第49号は、申請地が美原区菅生の畑1筆、面積は102平方メートル、現況は車庫、資材置場及び庭、経過年数は45年以上、次に受付番号第50号は申請地が中区福田の畑1筆、面積は777平方メートル、現況は青果市場及び事務所、経過年数は25年以上、次に受付番号第51号は、申請地が中区辻之の畑1筆、面積は331平方メートル、現況は庭、車庫及び玄関、経過年数は45年以上でした。以上、6件につ

きまして、全て非農地である旨の報告を、いずれも総会の決定による回答が期日に間に合わないため、事務局長専決処分により、書類を処理いたしました。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりました。ただいまの説明に対し、質疑・ご意見はありませんか。

(質疑・意見なし)

議長 質疑・ご意見なしと認めます。おはかりいたします。本件報告について承認することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしと認めます。よって、報告は承認されました。

以上で、令和4年度第9回総会に付議された案件は、すべて議了いたしました。これをもって、閉会いたします。

採決・承認事項及び賛否数

(案件番号)	(結 果)	(賛否数)
○ 議案第53号	原案のとおり可決	全 会 一 致
○ 議案第54号	原案のとおり可決	全 会 一 致
○ 議案第55号	原案のとおり可決	全 会 一 致
○ 議案第56号	原案のとおり可決	全 会 一 致
○ 議案第57号	原案のとおり可決	全 会 一 致
○ 議案第58号	原案のとおり可決	全 会 一 致
○ 議案第59号	原案のとおり可決	全 会 一 致
○ 議案第60号	原案のとおり可決	全 会 一 致
○ 報告第43号	承 認	全 会 一 致
○ 報告第44号	承 認	全 会 一 致
○ 報告第45号	承 認	全 会 一 致
○ 報告第46号	承 認	全 会 一 致
○ 報告第47号	承 認	全 会 一 致

署名委員

会

長

檀野隆一

委

員

山本光男

委

員

土川幸男